

一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>
発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
鳥取市若葉台南1-17
TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311
編集責任者 村澤幸二

新年のご挨拶



一般社団法人
鳥取県労働基準協会
会長 竹中由紀夫



鳥取労働局
局長 丸山陽一

新年明けましておめでとうございます。

本年は、新元号の制定や消費税増税が予定されており、国民生活や経済活動への影響が懸念されているところですが、亥年にちなんで、前進・発展の年となるよう念願したいものあります。

さて昨年は、会員各位のご協力はもとより、行政当局のご指導により、公益事業を行う法人として、所期の業務を順調に推進することができましたことに感謝申し上げます。

最近の県内経済動向は、消費や生産等で足踏み状況にあり、先行き不透明との判断が出ている一方、雇用は改善状況にあり、業種によっては人手不足により労務・安全衛生管理の面で支障が出ている状況が見受けられます。

県内の労働災害は、産業安全に携わる多くの方々の不断の努力により、着実に減少してきましたが、昨年は、死亡災害の減少は見られたものの、死傷者数は2年連続で増加しました。これらの背景として、急速な世代交代の進行による現場力の低下や第三次産業における危険意識の希薄化等が考えられ、これらの状況に対応した安全衛生教育や危険予知活動など安全衛生活動の充実が喫緊の課題となっています。

また、労働者の健康を取り巻く状況についても、職場の様々なストレスによるメンタル不調、過重労働による健康障害、介護産業における腰痛など各種の問題が発生しており、働き方改革の総合的な推進とともに、メンタルヘルスケアをはじめ、健康確保対策や職業性疾病防止対策の推進が一段と重要性を増しています。

当協会におきましては、これらの課題に関し、会員の皆様の取組の一助となりますよう各種事業を展開し、労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与してまいる所存ですので、一層のご支援をお願い申し上げます。

この一年が、自然災害等のない平和な年であり、皆様と会員事業場にとって良い年となりますよう心からお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

謹んで新春のご祝詞を申し上げます 2019年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会

会長 竹中由紀夫

副会長 永東康文、副会長 井木久博

専務理事 村澤幸二、ほか職員一同

新年あけましておめでとうございます。

竹中会長を始め役職員並びに会員事業場の皆様におかれましては、旧年中労働行政の推進に多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、鳥取県内の雇用労働情勢を見ますと、有効求人倍率は高水準で推移しており改善が進んでいる一方で、人手不足感は依然として強い状況にあります。

この課題に対応していくためには、労働者一人一人がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現し、多くの方の社会参加を促進するとともに、企業の労働生産性の向上による経済成長と、これによる労働者の待遇の改善を持続的なものとしていくことが重要となります。

このような中、「働き方改革関連法」が昨年6月に成立し、本年4月1日から順次施行されることになりますが、その中核となります労働時間法制の改正や有給休暇の取得義務化、また同一労働同一賃金の円滑な施行に向け、事業主の皆様への周知と、関連法への対応に必要な支援策の利用について、皆様にもご協力いただきつつ、さらに強力に実施していくこととしています。

また、労働災害防止対策に関しては、貴会に多大なるご協力をいただいているところ、第12次労働災害防止推進計画の目標は残念ながら未達成に終わりましたが、新たにスタートした第13次労働災害防止推進計画の目標達成に向け、全力を挙げて取り組む所存です。

貴会におかれましては、これまでも労働行政の推進について重要な役割を担っていただいているところですが、今後においても、より一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご活躍をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます
平成31年元旦

◆鳥取労働局

局長	丸山陽一、雇用環境・均等室長	周藤明美
労働基準部長	高橋秀寿、監督課長	宮崎健治
賃金室長	松村孝也、健康安全課長	仲濱弘昭
労災補償課長	高田尚	

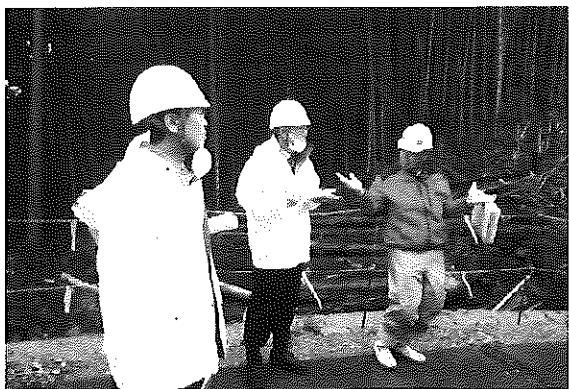
鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議及び 同会員による建設現場パトロールの実施について

受注者、発注者、労働災害防止行政関係者が緊密に連携して労働災害防止対策を進めていくことを目的に設立された鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議（会員は、国、県の発注機関、建設業の災害防止団体及び鳥取労働局。会長は鳥取労働局労働基準部長）では、昨年の協議を受け開催することとなった会員による建設現場の安全パトロールを、「ゼロ災55」無災害運動のスタートを切って11月14日（水）の午前中に実施し、午後から連絡会議を開催しました。

平成30年7月豪雨や台風による被害の災害復旧工事がこれから始まることに鑑み、地山掘削工事における労働災害防止を主眼としてパトロールを2現場について行いました。

施工業者より工事概要等説明を受けたあと、現場パトロールを実施しました。

パトロール当日はあいにくの降雨であったため、一つの工事現場においては作業中止となっていましたが、それぞれの現場における掘削箇所や点検道、建設機械の状態などについて点検を行ってきました。



パトロールの講評については、良かった点として『きれいに整頓されていた。』『たばこの灰殻入れの側に消火器が配置されており、良かった。』『作業道路の転落防止措置で安全帯のフックを着けないと上がれないよう表示をしており良かった。』『土石流対策について意識されており、訓練も行われていた。』『重機について施錠されていた。』などの意見が出されました。

また、より安全に作業できるようにと、『堰堤の上部の打設のため階段が取り外されていた。作業はないとのことであるが、階段から躯体へ乗り入れる箇所に手すりがあれば、より安全である。』『掘削面の点検の際の転落防止のため、トラロープを張り、親綱を配置して安全帯を使用して実施すれば、作業者も安心できる。』『現場内での伐木作業について、伐倒時の労働災害の発生が多いの

で、安全確保による作業をお願いしたい。』などの意見が出されました。

午後からの鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議の冒頭、会長である高橋労働基準部長より『7月の豪雨、その後の台風により甚大な被害が発生しており、これから復旧工事に取りかかることとなり、また施工時期が降雪期にもなってくることから、労働災害の発生が懸念される。人の命や健康の確保は、何物にも代えがたいものであることから、復旧工事の発注に当たって、無理のない工期設定や安全対策への配慮をいただき、労働災害防止に協力くださるようお願いする。』との挨拶がありました。

鳥取労働局から、災害復旧工事における労働災害防止のため、通達『平成30年7月豪雨による災害の復旧工事にかかる安全衛生対策について』による災害防止対策の実施について、リーフレット『平成30年7月豪雨災害復旧工事関係事業者の皆さまへ ご安全に』の受注者への配布による周知について、『斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン』による取組の実施につい



て、各会員（発注機関）へ要請しました。

その後、労働災害防止のための取組について協議を行い、『災害復旧工事の発注方式の簡略化を行っている。』『労働局からの7月13日付け通達を受けて、災害防止の徹底について文書を発出している。』『通常工事と災害復旧工事との両方の工事発注となるが、過度の負担とならないよう災害復旧工事を優先することとしている。』などの意見が出されました。

最後に、鳥取労働局より労働災害発生状況、働き方改革関連法（労働時間法制の見直し）、建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン、冬期の労働災害防止対策の徹底について及び降積雪期における転倒災害の防止について説明を行い、連絡会議を終了しました。

第2回鳥取県地域両立支援 推進チーム会議を開催

鳥取労働局（局長 丸山陽一）は、11月2日、第2回鳥取県地域両立支援推進チーム会議を開催しました。

この推進チームは、鳥取県地域の実情に合った治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、鳥取県におけるメンバーのネットワークを構築し、両立支援の取組の連携を図ることを目的として、平成29年度から設置されたものです。

今回から、鳥取大学医学部附属病院、鳥取県立厚生病院、鳥取県福祉保健部ささえい福祉局及び鳥取県若年認知症サポートセンターが新たなメンバーに加わり、今後取り組むべき課題等について、活発な議論が交わされました。

また、山陰労災病院の医療ソーシャルワーカーである松ヶ野恵氏からの発表では、鳥取県内においても、治療と仕事の両立支援に取り組んでいる事例も紹介されました。

治療と仕事の両立支援につきましては、働き方改革の柱にもなっており、今後労働力人口の大幅な減少が見込まれる中、県内の事業場にも取組の必要性、重要性について幅広く周知するため、推進チームとして説明会を開催することなどを計画していますので、その際にはぜひ御参加くださいますようお願いします。

なお、鳥取産業保健総合支援センター（電話：0857-25-3431）では、両立支援促進員を配置し、両立支援プランの作成、関係者からの相談対応など、無料で支援を行っていますので、御活用下さい。

また、事業主の方向け、労働者の方向けに各相談先を記載したリーフレットを鳥取労働局のホームページ上に載せておりますので、こちらもご覧下さい。

<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/var/rev0/0111/9411/2017112111638.pdf>

働き方改革に係る 労働安全衛生法改正について

平成31年4月1日から本格的にスタートする働き方改革に関連して、労働安全衛生法や労働安全衛生規則の改正も行われました。

今回の改正は、大きく分けますと、

I 産業医・産業保健機能の強化

II 面接指導

の改正が主となります。

このうちIの労働安全衛生法改正部分を御紹介いたします。

1 産業医は、労働者の健康管理を行うのに必要な医学

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金が改正されました

特定(産業別)最低賃金	最低賃額	適用が除外され、鳥取県最低賃金が適用される者
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金	時間額790円 (平成30年12月28日 発効)	①18歳未満又は65歳以上 ②雇入れ後6ヶ月未満の者であつて技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者

的知識に基づき、誠実にその職務を行わなければなりません。

2 産業医を選任した事業者は、産業医に対して、労働者の労働時間等、産業医が労働者の健康管理を適切に行うために必要な情報（代表例；1週について40時間を超えて労働させた時間が80時間を超えた場合、その労働者の氏名等）を提供しなければなりません。

3 事業者は、産業医から労働者の健康管理等について勧告を受けたときは、その内容を衛生委員会や安全衛生委員会に報告しなければなりません。

4 事業者は、労働者が産業医に直接相談ができる体制を整備するよう努力しなければなりません。

5 産業医を選任した事業者は、その産業医の業務内容その他の事項を、労働者に周知させなければなりません。

これらは、産業医が医学専門的な立場から労働者一人ひとりの健康の確保をするために、効果的な活動を行いやすくするためです。

次に、IIの面接指導に関する改正としましては、

1 週40時間を超えて労働させた時間が80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる労働者に対して、医師による面接指導を受けさせなければならず、当該労働者に対して、その超えた労働時間に関する情報を通知しなければなりません。

2 週40時間を超えて労働させた時間が100時間を超える研究開発業務に従事する労働者に対しては、申出がなくとも、遅滞なく医師による面接指導を行わなければなりません。さらに、事業者は、その面接指導の結果を記録し、必要な措置について医師の意見を聴かなければならず、必要がある場合には、就業場所の変更、職務内容の変更、有給休暇の付与（労働基準法で定められた年次有給休暇以外に）、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じなければなりません。

3 上記1及び2の面接指導を実施するため、タイムカード、パソコン等の使用時間の記録等客観的な方法によつて労働者の労働時間の状況を把握しなければなりません。

さらに、把握した労働時間の状況の記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

この他、高度プロフェッショナル制度の対象労働者の面接指導については、今後示される予定です。

これらの改正は、長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者の見逃さないため、医師による面接指導が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理を強化するためのものです。

なお、今回記載いたしました内容は、働き方改革に関する法改正のすべてではなく、主なものだけを抜粋させて頂いておりますので、詳細につきましては、鳥取労働局労働基準部健康安全課もしくは各労働基準監督署にお問い合わせ頂きますようお願い致します。

(注)・派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。

- ・使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効率発生年月日を、常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する義務があります。

- ・「鳥取県最低賃金」は平成30年10月5日から時間額762円に改正されています。

詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室（TEL0857-29-1705）又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

「第77回全国産業安全衛生大会 2018 in 横浜」開催

今年度の大会は、「安全・健康の決意新たに トップの率先 現場の改善」を大会テーマとして横浜市内において去る10月17日(水)から19日(金)の3日間、全国から約11,200名の参加を得て開催されました。



初日は、13時15分から総合集会が開かれ、開会式・講演では、厚生労働審議官の宮川晃氏の祝辞や厚生労働省労働基準局安全衛生部長の椎葉茂樹氏の講演並びに東

京大学名誉教授・学習院大学国際社会科学部教授・経済学博士 伊藤元重氏の特別講演「日本の未来一働き方改革、高齢化、技術革新」などが行われました。

また、2日・3日目には、労働災害防止に関するテーマごとに分科会が開催され、全国の事業場からの改善事例や研究発表をはじめ、安全衛生の専門家や幅広いジャンルの講師による講演、シンポジウムが開催されました。

なお、本大会に当協会会員各位のご参加を頂きましたことに、厚くお礼申し上げます。

次の第78回(平成31年度)の本大会は、平成31年10月23日(水)から3日間、京都市での開催が予定されています。

冬季(12月～翌年2月)は、積雪・凍結による転倒災害が多発します。

鳥取労働局のホームページに、転倒防止について掲載していますので参考として下さい。

「冬季の積雪・凍結による転倒災害の防止について」

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roundoukyoku/news_topics/topics/_121030/_121116_00004.html

平成30年度鳥取県林業安全大会を開催しました

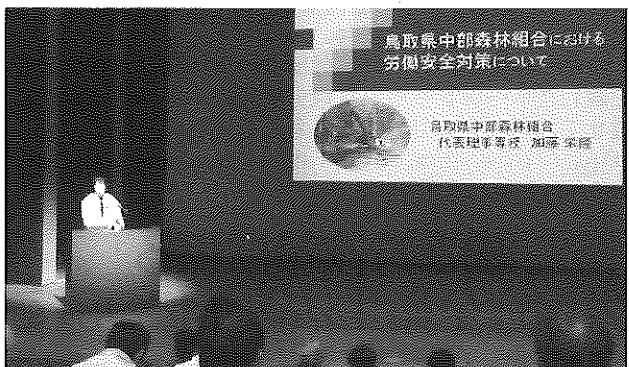
平成30年10月30日(火)、倉吉市の倉吉未来中心小ホールにおいて、林業関係者の安全意識の向上を図り、林業従事者が安心して働くことができる環境を実現するため、鳥取労働局は鳥取県及び鳥取県林業災害防止連絡協議会と共に開催で、鳥取県林業安全大会を開催しました。



大会の冒頭に、丸山労働局長が、近年の林業における労働災害の減少に対し、林業関係者の労働災害防止に対する取り組みに感謝を述べたほか、「近年、人材不足が叫ばれる中で、林業には若者や女性の新規就業が進んでいます。林業が成長産業として飛躍するためには、林業労働力の確保が重要であり、そのためにも安全な職場を創り上げることが大切となりますので、ここにお集まりの皆様のご理解とご協力をお願いします。」と主催者あいさつを行いました。

次に、県の担当者から鳥取県林業災害防止連絡協議会の取り組みについて説明があったほか、労働局健康安全課担当者から鳥取県における林業災害の発生状況と今後予定されている法改正について説明を行いました。

統いて、鳥取県中部森林組合 代表理事専務 加藤栄隆氏から「事業体の取組状況」と題して、自社における労働災害の実例紹介や安全衛生活動についての報告がありました。



特別講演では、日南町役場農林課 地域林政アドバイザー 小菅良豪氏から、「林業労働安全の課題と人材育成」と題し、自らの林業労働者としての体験を織り交ぜながら、林業における労働災害の課題と、これから林業労働者的人材育成の重要性とそのやり方について発表がありました。

最後に鳥取県林業災害防止連絡協議会 前田八壽彦会長の閉会挨拶の後、参加者全員が安全対策の徹底について「ガンバロー」を唱和して大会を終わりました。



平成30年度

平成31年2月から、
高所作業における
屋根用器具(安全帯)は
「フルハーネス型」の使用が原則
となり、特別許可の受付が
終了されます!

2018年12月1日▶2019年4月30日

安全衛生教育促進運動

事業主の皆さん！

労働安全衛生法により 履入れ時教育・職長等教育・
技能講習・特別教育などが義務づけられています

安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会（中災防）が主唱し、厚生労働省後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）等及び全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

中災防は、平成30年度を初年度とする国の第13次労働災害防止計画や、国の「安全衛生教育等推進要綱」（平成28年10月12日付け基発1012第1号）の趣旨を踏まえ、この運動を広く展開していくこととしています。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

東部支部だより



新年のごあいさつ

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部
副支部長 福田 智博

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

皆様におかれましてはお健やかに新しい年をお迎えのことと存じます。

当支部も、会員の皆様の温かいご支援により、新たな希望の新年を迎えることができました。ここに厚く感謝申し上げます。

昨年の省内経済状況は引き続いて概ね良好に推移いたしましたが、国際貿易環境の先行きに不安要因を抱えており、今後も経済動向を注視していく必要があります。

雇用情勢は引き続き労働力不足の状況にありますので在職者の就労環境改善には引き続き取り組むことが重要と考えています。また、外国人労働者の雇用環境、生活環境等も配慮、取組を行っていくかなければなりません。

労働災害発生状況を見ると、増加した一昨年に比較して、昨年はさらに増加傾向で推移しました。労働力不足の環境下で、労働力の移動が短期間に行われることとなれば、雇入れ時や業務内容変更時の安全衛生教育はますます効果的に実施していくかなければなりませんし、また高年齢労働者に対する安全衛生対策にもこれまで以上に取り組むことが重要となっていると考えられます。

本年、当支部は、会員各位のご要望に沿った労働災害防止に資する各種特別教育、安全衛生セミナー等にこれまで以上に取り組むとともに、昨年成立し本年4月に施行される働き方改革関連法の円滑な施行に向けて、行政機関のご支援をいただきながら各種の有益な情報提供な

どに取り組むことといたします。

会員の皆様のご理解とご支援をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員各位の本年のますますのご発展、ご健勝をお祈りいたします。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

2019年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部
支部長 竹中由紀夫
副支部長 福田智博、副支部長 馬場進
事務局長 丸山裕毅、主事 藤井涼子



新年のご挨拶

鳥取労働基準監督署

署長 木村 靖

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

会員の皆様方にはお健やかに新春をお迎えのことと存じます。

旧年中は労働基準行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

さて、本年4月から「働き方改革」関連法が施行されます。会員事業場の皆様方はその対応に向けた準備を進めていただいていることだと思いますが、大幅な改正ですので社内制度の変更等難しい課題もあるかと思います。鳥取労働基準監督署としましてもできる限りの情報を提供し、円滑な施行に努めていきたいと考えていますので、働く人に優しい職場を目指して「働き方改革」に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

また、労働災害につきましては、休業4日以上の労働災害が増加傾向にあります。この傾向を押し上げている災害は冬季に発生する転倒灾害です。取組が難しい災害

(次頁につづく)

(前頁のつづき)

ではありますが、災害防止の意識を持って取り組んでいただきたいと思います。会員事業場の皆様の職場から労働災害がなくなることを目指して取組を進めて参りますので、御協力をお願いします。

最後になりますが、貴協会と会員事業場の益々のご発展、皆様方のご多幸を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

三洋製紙株式会社を訪問 安全衛生管理優良事業場見学会

平成30年11月5日に鳥取市古市185番地の三洋製紙株式会社を見学しました。毎年、安全衛生管理の優良な事業場を東部支部の安全・衛生・労務管理の3部会委員が訪問して、各種の取組を学び、その内容を会員の皆様にお伝えすることを目的とした取組です。

見学会では、冒頭、労働衛生部会長でもある三洋製紙（株）総務部参与の花原秀明様からご挨拶をいただき、その後、専務取締役工場長の高橋亨仁様から事業内容のご説明をいただきました。

～～～～ 事業概要は以下のとおりです。～～～～

新たな設備として「バイオマス発電所」を建設。発電量は16,700kWで全て売電。工場稼動用電力としては別に発電9,600kWの自家発電設備を運用している。

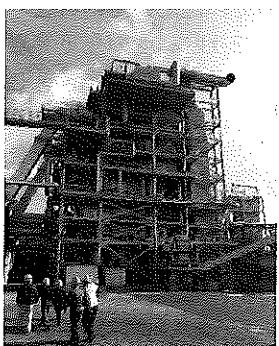
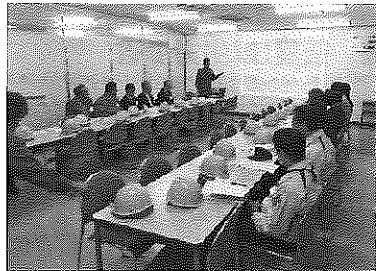
三洋製紙は、製紙、加工、物流、商社機能をもった「カミグループ」の一員として、製紙部門を担当している。製紙部門は3社あり当社のほかに愛媛製紙、オークラ製紙がある。当社は板紙製造のうち、ダンボール紙の中芯原紙を製造している。原料は古紙100%で月産22,000tの生産能力を持つ。

カミグループは「エルモア」ブランドで家庭紙等の販売を行っている。また、農業用再生紙としてマルチ材「カミマルチ」の製造を行っている。再生紙のマルチ材は自然由来の原料であるため、自然に戻っていくものであるとともに、除草剤を使用せず減農薬栽培に貢献するものである。畑用と水稲用がある。

製造工程は、古紙（ダンボール紙が主）受け入れ→パルパー（ほぐし工程、連続運転）→サイクロン・スクリーン（異物を比重・形状で分離）→レファイナー（繊維を毛羽立たせ絡みやすくする）→抄紙となる。

抄紙工程は、ワイヤーパー→プレスパート→ドライパート→カレンダー・リールパートとなる。

生産量は月22,000tであり、これに対応した原紙古紙の県内調達は5%~10%程度、残りは中国地区・京阪神地区・中部地区から調達している。日産700tであるが、具体的には一巻きが1tで10t積みトラック70台分と



本年もよろしくお願い申し上げます

平成31年元旦

◆鳥取労働基準監督署 署長 木村 靖

副署長 角 辰人、業務課長 近藤 敦美

第一方面主任 中島 章文、第二方面主任 石田 太一

第三方面主任 米村 康佑、安全衛生課長 西川 祐輔

労災課長 清水 仁志、ほか職員一同

なる。

製紙工場は水と電力が不可欠であり、電気は工場運営用の発電9,600kWの自家発電と、水は、工業用水・伏流水・地下水を使用している。

~~~~~

その後、工場内の製造ラインとバイオマス発電所の見学を行わせていただきました。

最後に、見学で把握させていただいた内容を前提として、総務部長の森井良二様より安全衛生管理活動の状況を細かく説明していただきました。

~~~~~ 安全衛生管理活動の概況 ~~~~

事業所規模は、全労働者数123名。内訳は、生産現場83名、生産管理25名、事務部門15名、で平均年齢は46.1歳。所定労働時間は事務管理部門が1日8時間で年間休日は110日。連続操業部門の労働時間は7時間15分で、4組3交替制の年間休日は104日。

安全衛生活動等

活動の変遷

- 56.12 KYT の導入（講師を招いて全員受講）
- 57.5 小集団ゼロ災活動を発足
- 58.1 新KYT（KYT + 指差呼称）の導入
- 58.3 特別安全衛生推進委員会を組織（輪番制での自管活動 月2回）
- 60.11 第1回ゼロ災活動社内発表会を開催（毎年開催を20回継続）
- 元.1 非定常作業での事故防止（即時KY（SKY）を活用した活動）
- 4.1 紙パルプ同業他社での災害事例を4RKYT等で活用して類似災害防止の取り組み
- 5.10 安全性格診断の実施（中災防に依頼）
- 23.1 リスクアセスメント活動を導入
- 25.1 不安全箇所及び不安全作業の是正活動
- 28.1 ストレスチェックの実施スタート（年1回）
- 29.1 ヒューマンエラー対策の実施（啓発活動）

その他の主な活動実績

- 工場内の注意箇所にセンサーで安全を呼びかける装置を設置
- 部署別に重点推進10項目の設定
- 個人別安全宣言登録
- トランク運輸手転落防止対策の実施（H28.11：構内にメッセージジャーワイヤーの設置）

日常の活動

- 各部署朝礼ミーティング
- 職場集会
- 交替勤務前に、「ゼロ災の道」、「ラジオ体操」を場内放送
- 安全パトロールの実施（安全推進委員で巡回：毎月指定部署を重点→安全衛生委員会での是正状況報告）

（次頁につづく）

(前頁のつづき)

- ・即時KYの実施及び報告書の提出
- ・5S活動の推進・実施
- ・提案活動の推進・実施等

通年の安全衛生活動

安全パトロールの実施、場内安全放送（停止修理日）の実施、安全規則・標準作業規則の周知、安全衛生ポスター・垂幕の掲示、ヒヤリハット調査の実施、標語・スローガンの募集と掲示、社内安全教育（放射線・酸欠事故防止等）の実施、同業他社災害事例の類似災害防止（4RKYT活用）、協力会社・運送会社への指導教育、作業環境測定の実施（照度、騒音、放射線各年2回）、定期健康診断・特殊健康診断の実施（年2回、受診率100%）、有所見者への再検査指導（産業医からの紹介状など）、交通事故防止、防火管理活動など

作業環境対策

- ・屋外に喫煙所を設置（H27.7：事務所内、工場管理室内禁煙）
- ・夏場の熱中症対策（水分補給の周知、職場ごとに粉末ポカリスエットを支給、定期的にポスター・リーフレットなどで注意喚起、ファン付作業服の着用（屋外作業者）、工場内管理室にエアコン設置及びスポットクーラーを設置、事務所内ではエアコンにファンを取付け高効率化・大型空気清浄機の設置）
- ・冬場対策（防寒ジャンパー・防寒用耳あて着用）等など詳細にわたくち取り組み状況の説明を行っていただきました。
- 参加者からの主な質問（回答）等は以下のとおりでした。
- ・交替制勤務部門の年間労働時間（1,892時間15分）
- ・ストレスチェックの実施状況（ストレス有の申し出は過去に1件のみ）
- ・年休取得率（74%・2014年に労働局の働きかけでトライアルチャレンジを行い、取得率が向上した。2016年にベストプラクティス企業表彰を受けた）
- ・産業医が紹介状を出すという取組は参考になった。
- ・すべり転倒防止対策は参考になった。

西部支部だより**新年のごあいさつ**

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部
支部長 永東康文

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願ひ致します。

旧年中は西部支部の各種事業及び講習会等に多数の参加を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は有効求人倍率も高水準で推移し、人手不足が深刻化する一方、労働災害発生の発生状況は一昨年からの増加傾向が続いている。

このような状況のなか、優秀な人材の確保や働く人に優しい職場づくりが更に重要になってきていると考えています。

本年4月からは、「働き方改革関連法」が順次施行され

ることとなりましたが、関係する行政機関にご指導をいただきながら、会員の皆様と協力して取り組んでまいりたいと考えていますのでよろしくお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、協会員の皆様にとりまして良き年となりますようお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

2019年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会西部支部

支部長 永東康文

副支部長 河津陽文、副支部長 竹田幸喜

事務局長 深田一徳、主事 伊藤敏江

**新年のご挨拶**

米子労働基準監督署

署長 森下芳則

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、平成31年の新春を健やかに迎えられたこととお慶び申し上げます。

旧年中は労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、米子署管内の労働災害（休業4日以上の死傷者数）ですが、昨年（平成30年）は11月末現在の速報で、全産業が211件と前年同期に比べ3%減少しましたが、平成28年の182件に比べると、残念ながら16%増加となり、一昨年からの増加傾向に歯止めをかけることができませんでした。（建設業は31件（48%増）、運輸交通業は34件（36%増））

特に、平成29年12月から30年2月までに、鳥取・島根両県で、積雪・凍結に起因する災害が137件発生し、このうち114件（83.2%）が転倒灾害でした。特に、駐車場での発生がその4割を占め、歩行中、降車の際の転倒が多く発しています。

今年の1、2月の冬場では、より一層注意していただき、危険場所への標識の設置、滑りにくい靴の着用などの取り組みをお願いいたします。

昨年、働き方改革関連法が成立し、その説明会の開催、個別訪問支援等、周知に力を入れてきましたが、4月から年5日間の年次有給休暇の取得の義務付けが始まり、残業時間の上限規制等が順次施行されます。

長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくなる等、個々の事情にあった多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指しましょう。

昨年は6月に大阪北部地震、7月に西日本豪雨、9月に台風21号、北海道地震など災害が多く発生し、世相を示す「今年の漢字」は「災」が選ばれました。

今年が「災い」がなく、会員の皆様にとって良き年にになりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願ひ申し上げます

平成31年元旦

◆米子労働基準監督署 署長 森下芳則

監督課長 藤岡裕士、安全衛生課長 半田謙一

労災課長 江谷勇、ほか職員一同

「ゼロ災55」無災害運動推進講習会を開催しました

鳥取県内で毎年年末に展開している「「ゼロ災55」無災害運動」（平成30年の運動期間：11月7日（水）～12月31日（月）の55日間）の運動期間中である11月16日に、当支部は米子労働基準監督署と共に、米子食品会館において「ゼロ災55無災害運動」推進講習会を開催しました。



講習会は米子労働基準監督署管内多発している労働災害である「はまれ・巻き込まれ災害」の防止を主題にして行いました。第1部は中央労働災害防止協会中国四国安全衛生サービスセンター安全管理士の田村聰氏による講演「どこでもはまれ・巻き込まれ」を、第2部は米子労働基準監督署より「ゼロ災55」無災害運動実施要項と働き方改革による労働時間法制の見直しについて説明がありました。



第1部の講演では、田村氏からははまれ・巻き込まれ災害の防止対策について、災害事例を再現した映像が上映され、はまれ・巻き込まれ災害の発生要因として人の注意力には限界があることや近道行動を取ることがあり、その要因を踏まえて災害を防止するには、機械の本質安全化や人と危険源が接近しないようにすること、人と機械が近づくときは機械が停止することが重要であると解説がありました。また、囲い・覆いや非常停止機器

の設置、リスクアセスメント結果による作業手順の作成や標識表示の方法などわかりやすい解説でご講演いただきました。



第2部は米子労働基準監督署より、前半は「ゼロ災55」無災害運動実施要項について、運動期間中に経営者トップによる職場安全衛生パトロールの実施や積雪・凍結時における転倒対策の実施等に取り組むよう説明がありました。後半は働き方改革による労働時間法制の見直しについて、来年4月1日から働き方改革関連法が順次施行され、時間外労働の上限規制が導入されることなどの説明がありました。



講習会は製造業を中心に約90名の方が受講されました。また、会場で実施したアンケート結果では講習内容が有用であったと概ね高い評価をいただきました。しかしながら、受講定員を上回る応募をいただきましたが、会場の定員により多数の方に出席をお断りしたことに、関係各位にはこの場をお借りしてお詫び申し上げます。

今後も各事業場における安全衛生活動の一助となるような有意義な講習会等の行事を企画し、鳥取県西部地区における労働安全衛生の向上に寄与すべく努めてまいります。

中部支部より



新年のごあいさつ

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部

支部長 井木久博

皆様、新年明けましておめでとう御座います。今年は又新しい年号の始まる年ということでいい年がスタートすることを念じてやみません。

昨年を振り返りますと、毎年行われている一年の総括として表される漢字一文字は「災」でありました。台風の相次ぐ来襲と大雨による崖崩れと浸水、夏の猛暑と熱中症等、正しく「災害列島」そのものがありました。我が県におきましてもあちこちの河川災害と崖崩れで今や災害対策で大わらわと言ったところです。その復旧も人手不足もありまつて長引くことも予想されます。この日本列島に住む我々としましても宿命としてとらえ、より一層の減災に努め「人の和」も一層大切にしていきたいと思うところであります。

一方で新聞紙上によりますと、今の景気回復は戦後二番目の長さに及ぶとか、更に今年1月まで統けば最長になるそうです。実感は全くありませんが。

労働環境におきましも今や大変革の時がやって参りました。政府は「働き方改革」を標榜し労働時間の短縮、有給休暇の完全取得等様々な労働環境の改善改革を奨励し罰則を強化しています。また、人手不足から外国人労働者の雇用条件の改善緩和も先の国会で議論され通過したところであります。今経営者に与えられている最大の課題は「生産性の向上」であります。このことは我々経営者にとって常日頃考へているところではありますが、ITとかAIとか言われる時代、今までのやり方を変えて時代に即応したシステムに替えていかねばならないでしょう。そこに又メンタルヘルスケアと言った問題もクローズアップされてくるところでもあります。現場での労働災害も時代の高齢者社会を反映し、滑り転倒骨折災害の多発も最近の特徴のように思います。あらゆる面からこれからどうなるかを研究し、どうするか対策を立て、新しい発想と方法を怠らない努力が求められるところです。

新しい年を迎える年号も代わり心機一転の歴史的な年が始まります。政治経済ともグローバルの中での変化に不透明感を一層深く感じるところであります。歴史的見地で遠く見る目と、足元をしっかりと見つめる目の複眼をもって難しい時代を乗り越えていきましょう。皆様のご健勝、ご多幸をお祈りいたします。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

2019年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会中部支部

支 部 長 井木 久博

副支部長 上本 智宣、副支部長 泉谷 雅人

事務局長 谷口 茂、主事 谷川 妙香



新年のご挨拶

倉吉労働基準監督署

署長 今井 敏仁

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年をむかえられたこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、会員の皆様には労働基準行政の推進に、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年、当署では、「労働災害による死亡災害ゼロの継続と休業4日以上の労働災害の減少」を最大の目標に掲げ、取り組んでまいりましたが、死亡災害1件、労働災害発生件数も一昨年よりも増加となり、課題を残しましたま新年を迎えるました。労働災害は、昨年2月を中心とした凍結が原因の「冬季の転倒災害」及び非定常作業時の機械への「はさまれ巻き込まれ」災害での重篤な災害が増えております。

一方、労働相談件数は前年より増加しており、特に、労働者自らが労働基準監督署に監督権限の発動を求める申告件数が前年の約2倍と大きく増加しました。

また、労災補償関係では、精神事案や長時間労働による脳心臓疾患事案の請求件数も一定数あり、職場での長時間労働やさまざまなストレスを抱える労働者が多いと感じさせられました。

これらの状況から、労働災害防止、過重労働の防止、メンタルヘルス対策について、指導等を積極的に行っていく必要を強く感じています。

また、働く人が安心して安全に、そして快適に働くことができる職場環境の整備のため、「働き方改革」を一層、推進することが重要だと思います。

昨年、働き方改革の実現のため、戦後70年ぶりの大改革といわれる、労働基準法の改正が行われ、今年から順次、施行されます。その中でも、施行を今年4月1日と間近に控えた、年5日の年次有給休暇の時期指定義務などについては、早期に事業主、労働者の方々に、正しく理解していただき、法の趣旨に則った施行が円滑にできるよう、周知、相談、支援に取り組んでまいります。

今後も、皆様のより一層の御理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、会員事業場のますますのご発展と、皆様のより一層のご健勝とご活躍を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます

2019年元旦

◆倉吉労働基準監督署

署長 今井 敏仁

監督・安衛課長 田中 博行、労災課長 清水 宏幸

ほか職員一同

転倒災害が多発しています!! 冬季転倒災害防止対策について

積雪等により転倒しやすくなる冬季（1月～2月）に転倒災害が多発しています。そのため12月を転倒灾害防止の啓発期間、1月～2月を重点期間としました。各期間中における取組事項をまとめましたので、冬季転倒災害防止に向けて取り組んで頂きますようお願いします。

県中部地区の冬季転倒災害の特徴

- ・平成30年2月7日、13日、14日に集中的に発生。
→共通して気温が氷点下、前日または当日に積雪が確認されています。
 - ・平成30年1月～3月の転倒災害は17件、被災者は、
男性が6件、女性が11件。
 - ・15件が足首、手首、ひざ等の骨折
 - ・休業1月以上が8件
→転倒と言えども長期休業となるケースが多い
 - ・旅館業、小売業等の第三次産業に集中して発生。
→三次産業で約70%を占めます。
- ※チェックリストを活用し、上記特徴を踏まえた対策を実施しましょう。

始めよう冬季転倒対策

取組事項チェックリスト

下記の項目をチェックして、不十分なものについては啓発期間中に実施し、冬期の積雪に備え、凍結による転倒を防ぎましょう。

啓発期間取組事項 平成30年12月

□道具資材の確認・準備

↓除雪作業時に必要なスコップ、長靴、融雪剤、転倒防止マット等積雪に対応できるよう備えましょう。

□転びにくい歩き方を知る

↓履き物による対策もありますが、「歩幅を狭くする」、「両手は空ける」、「足の裏全体でゆっくり歩く」等歩き方一つで転倒の危険性は変わります。

重点期間取組事項 平成31年1月～3月

□気象情報の把握

↓降雪が予想される場合には、労働者に周知し情報の共有を!!

□時間に余裕を持って作業を行う

↓降雪等で交通機関の遅れや渋滞により焦せると危険!!



□滑りやすい履き物厳禁

↓通勤時は革靴、ヒールは避け、滑りにくい物を履きましょう!!

□滑りやすい危険箇所には危険マップや標識により情報を共有

↓マンホールや側溝、出入り口付近は要注意!!



□出入り口や転倒防止用マットを設置!!

↓屋内に入る時は靴裏の雪や水分を十分に落とすこと!!

□除雪、融雪の徹底!!

↓融雪剤、砂の散布等を徹底しましょう。

プレス災害防止協議会の 視察研修を実施

11月21日（水）、鳥取県中部地区プレス災害防止協議会では、管外優良事業場の視察研修を実施しました。

本年度は、米子市の（株）ゴール米子工場を訪問しました。

本事業場は、鍵・錠等を製造しています。

安全衛生対策としては

- ①全員参加の提案制度
- ②「ハット・ヒヤリ報告」
- ③「KY（交通を含む。）」活動

等を活発に展開するとともに、その結果を各現場へフィードバックし、徹底を図っている等の説明を受けました。

工場は、新設移転したばかりで、安全通路の確保・整理整頓等安全衛生対策の取組状況が良くわかり、参加者一同大変参考になったとの声が多く寄せられました。



専門部会合同委員会を開催

9月26日（水）、専門部会合同委員会を鳥取森紙業（株）鳥取事業所において、開催しました。

本事業場は、段ボール・包装紙・紙器等の製造業です。

最初に、本事業場から事業概要・安全衛生対策等について説明を受けました。

①王子製紙グループの一員として、災害事例・防止対策等を共有して取組んでいること。

②リスクアセスメントの実施

③フォークリフト運転者の再教育の実施

④始業時ミーティング・意識アンケートの実施等を実施等安全衛生対策の取組みの説明がありました。

工場内は広々として整理整頓が行き届いており、災害防止に注力されていることが良くわかりました。

また、倉吉労働基準監督署から

①働き方改革関連法に関する、労働基準法・労働契約法等の改正点

②最近の労災請求等からみた労務管理上の留意点

③労働時間・相談支援班による個別訪問支援

④年次有給休暇取得促進優良企業表彰制度

等について説明を受け、有意義に委員会を終えました